

富士市物品納入等契約約款

(令和2年4月最終改正)

(総則)

第1条 発注者及び供給者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、見本及び発注者の指示等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び仕様書等を内容とする物品売買契約及び印刷請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 供給者は、契約書記載の目的物（以下単に「目的物」という。）を契約書記載の納入期限までに契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 目的物の納入を完了するために必要な一切の手段（以下「履行方法」という。）については、契約書若しくは仕様書等に特別な定めがある場合又は発注者と供給者との協議がある場合を除き、供給者がその責任において定める。

4 供給者は、この契約を履行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 供給者は、この契約の履行に当って個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士市個人情報保護条例（平成17年富士市条例第10号）を遵守しなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団関係業者による下請負等の禁止等)

第3条 供給者は、第20条第13号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 供給者は、この契約の履行に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者とこの契約に係る下請契約を締結させてはならない。

3 供給者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者とこの契約の履行に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、供給者に対して、当該契約の解除（供給者が当該契約の当事者でない場合において、供給者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。次項において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が供給者に対して当該契約の解除を求めたことによって生ずる供給者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生ずる下請契約の当事者の損害については、供給者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第4条 供給者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、供給者がその存在を知らなかったときは、発注者は、供給者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、立会い、指示その他の方法により、供給者の履行状況を監

督することができる。

(原稿の交付等)

第6条 この契約が印刷請負契約であるときは、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、発注者は、この契約の履行のための原稿を速やかに供給者に交付するものとする。

2 供給者は、交付を受けた原稿を善良な管理者の注意をもって管理し、目的物の納入と同時に、原稿を発注者に返還しなければならない。

3 供給者は、故意又は過失により原稿が滅失若しくは毀損し、又は返還が不能になったときは、これにより生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

(納品等)

第7条 供給者は、目的物を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 供給者は、目的物を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(検査)

第8条 発注者は、供給者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に供給者の立会いの上検査を完了しなければならない。

2 前項の検査に必要な費用及び当該検査の際の変質、消耗又は毀損した目的物に係る損失は、供給者の負担とする。

3 供給者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(代替物の納入又は修補)

第9条 供給者は、納入した目的物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに代替物の納入又は修補を行い、発注者の検査を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第10条 発注者は、第8条第1項又は前条第1項の検査に合格しなかった目的物について、種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と供給者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第11条 目的物の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、供給者から発注者に移転し、同時にその目的物は、発注者に引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた目的物についての損害は、全て供給者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責に起因するときは、この限りでない。

(供給者の申出による納入期限の延長)

第12条 供給者は、納入期限までに目的物を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 発注者は、前項の規定による申出があった場合において、その理由が供給者の責に帰することができない事由であるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅滞の場合における違約金)

第13条 供給者の責に帰すべき事由により納入期限までに目的物を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に目的物を納入する見込みのあるときは、発注者は供給者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した目的物の一部が第8条第1項又は第9条第1項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第9条第1項の規定により代替物の納入又は修補の期間を指定した場合において、当該代替物の納入又は修補に係る目的物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該目的物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前3項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

6 第1項に示す遅延により発注者に生じた実際の損害額が、第2項に規定する遅延違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約内容の変更等)

第14条 発注者は、必要があるときは、供給者と協議の上、契約の内容を変更し、又は目的物の納入を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、供給者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(天災その他の不可抗力による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるときは、その実情に応じ、発注者と供給者とが協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第16条 供給者は、目的物の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき又は第10条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第8条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給者に対し、目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、目的物が納入されるまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに納入が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 供給者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 供給者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 供給者が目的物の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下この条において同じ。）
- (9) 納付命令又は排除措置命令（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令をいう。以下同じ。）（これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定した場合のものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し供給者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (11) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。
- (12) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (13) 供給者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 供給者が、暴力団関係業者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかつ

たとき。

ク 発注者が第3条第3項の解除を求め、供給者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（供給者の催告による解除権）

第22条 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（供給者の催告によらない解除権）

第23条 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により発注者が目的物の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第14条の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

（供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第25条 発注者は、この契約が目的物の納入前に解除された場合において、既済部分又は既納物品があるときは、検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を供給者に支払わなければならない。

2 供給者は、この契約が目的物の納入前に解除された場合において、交付された原稿があるときは、当該原稿を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該原稿が供給者の故意又は過失により滅失又は毀損し、又は返還が不能になったときは、供給者は、これにより生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

3 目的物の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び供給者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第26条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに目的物を納入することができないとき。
 - (2) 目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第19条又は第20条の規定により、目的物の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条の規定により目的物の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 目的物の納入前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。
- 3 第20条第8号から第11号までのいずれかに該当するときは、供給者は、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、当該契約による契約代金額の10分の2に相当する額（発注者に生じた実際の損害額が契約代金額の10分の2に相当する額を超える場合は、当該損害額）を発注者が指定する期間内に支払われなければならない。目的物の納入後においても、同様とする。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の

規定により選任された再生債務者等

5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（供給者の損害賠償請求等）

第27条 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第16条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第28条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第11条第1項の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、供給者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を供給者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第566条及び第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに供給者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、供給者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された目的物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、供給者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第29条 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第30条 供給者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

3 供給者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

（契約外の事項）

第31条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。